# 平成30年度第2回山口県食の安心・安全審議会における意見等への回答

## 【計画全体への御意見】

委員意見等	回答等
<ul><li>松村委員(山口県食品産業協議会 会長)</li><li>○県民への食品表示やHACCPについての内容の認知度を調査して啓蒙活動を行う必要性を判断してはどうか。</li></ul>	○県では毎年度、県民の皆様の御意見等を把握し、県民のニーズに沿った的確な取組を展開するため、県政世論調査やeアンケート・モニター等を実施し、県民の食品に関する不安や意識する食品表示項目、HACCPの認知度の把握に努めております。
<ul><li>山田委員(山口県漁業協同組合 常務理事)</li><li>○今後、HACCPや食品表示の周知徹底や説明会開催については十分な配慮をお願いする。</li></ul>	○HACCPの導入支援や食品表示制度の周知は重要と認識しており、効果的かつ効率的な講習会等が開催できるよう、食品関連事業者や業界団体等との事前調整等を 綿密に行うなど、十分に配慮して実施したいと考えています。
溝手委員(山口県立大学看護栄養学部 教授)	
○P23 略語の使用法	
私たちの仕事では、例えば Good Laboratory Practice(GLP)と記載し、その	○GLPを含め、計画に記載している専門用語等について解説を記載した「用語解説」
後はGLPと略して使用します。消費者の視点に立って、ということであれば、	を参考資料として作成する予定です。
略語の意味が分かるような記載をお願いする。(フッダーに記載する、最終ペー	
ジにまとめて記載するなど方法はたくさんあると思う。)	

# 【項目別取組等への御意見】

回答等
○下関市分を含めた県内全域での件数及び患者数です。
   ○縦軸に(山口県事件数/患者数)、(全国事件数/患者数)、横軸に(年)を記載しま
す。
□○縦軸に(発生件数)、横軸に(年)を記載します。
○記載誤りのため修正します。
   ○達成状況の低い目標指標については、昨年度の山口県食の安心・安全審議会におい
て、進捗状況及び課題を御報告し、御審議いただいておりますので改めてお諮りす
る予定はございません。
○表示適正事業所の認定については、現行の認定要件等が課題として受け止めており、
今後は取得要件の緩和等を含めて検討することとしており、達成できるよう取組を
展開します。
<ul><li>○ホームページ閲覧回数については、食品に関する情報取得ツールの多様化が原因(ホームページを閲覧しなくとも、情報誌やSNSにより食に関する情報が取得できる</li></ul>
状況である。ツールを増やせば増やすほどアクセス数は減少する。等)と考えておし
り、今後の目標設定としては適当ではないとの理由から、改定後の目標指標からは
削除しています。

<ul><li>溝手委員(山口県立大学看護栄養学部 教授)</li><li>○P15 言葉の使い方:「機運の醸成」</li><li>ここで使われている言葉の重さが違うように感じる。</li></ul>	○今後、食の安心・安全の推進には、食品関連事業者と県だけでなく、県民の協力や 自主的な活動が必要不可欠と考えており、そのため、県民の理解促進により、食品 関連事業者、消費者、県が一体となって県全体の機運を醸成していくことが重要と 考えています。
溝手委員(山口県立大学看護栄養学部 教授) ○P16 HACCP に基づく衛生管理 「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」、「HACCP に沿った衛生管理」 の違いがよくわからない。	○HACCPに基づく衛生管理について、第5章本文に説明を記載します。
<ul><li>藤田委員 ((一社) 山口県食品衛生協会 副会長)</li><li>○P16 HACCPに基づく衛生管理</li><li>HACCPについて、消費者にも理解を促す機会を増やし、県全体で機運を高めるようにすること。</li></ul>	○御指摘のとおり、今後は食品関連事業者だけでなく、県民の理解を促進することが 重要と考えており、講習会やリーフレット、やまぐち食の安心・安全推進協議会を 通じた活動等、あらゆる機会を通じて県民の理解促進に向けた取組を展開する予定 です。
<ul> <li>■岡委員(公募)</li> <li>○P16 HACCPに基づく衛生管理</li> <li>HACCPに沿った衛生管理の導入は理想ですが、人手不足かつ従業員の入れ替わりの多い昨今、様々な項目を記録したりする人材と時間の確保が難しい事業所が多いと思う。初心者でもわかりやすく、現状に合った形で導入が進めば良いと感じる。</li> </ul>	○HACCPの導入については、HACCP支援チームによる技術的支援・助言をは じめとして、業界団体等が開催する講習会において実務担当者レベルの講義を行う など、食品関連事業者がHACCPを導入するための幅広い支援を行う予定です。
<ul><li>溝手委員(山口県立大学看護栄養学部 教授)</li><li>○P24 食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進</li><li>認定事業者の目標値 20 以上を達成する具体策は、P24 に書かれているものか。改訂前との違いが分かるようになっているか。(達成できるような支援にな</li></ul>	<ul><li>○「認定取得手法の検討」と記載しています。</li><li>○今後、取得要件の緩和等を含めて検討することとしており、達成できるよう取組を 展開します。</li></ul>

っているか。)

#### 溝手委員(山口県立大学看護栄養学部 教授)

○P24 食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進

食品表示検定の認定が進んでいるようだ。山口県の食品表示責任者制度との 兼ね合いはどのようになっているのか。この資格を持っているものを配置して いれば、要綱等による「食品表示責任者を設置していること」とみなす等の検 討はしているか。

- ○食品表示検定と食品表示責任者制度はそれぞれ独立した制度であり、食品表示検定 の認定は、食品表示責任者の要件には考慮されません。
- ○今後、食品表示責任者制度の検討を行う場合には、食品表示検定をはじめとしたその他の制度等も考慮して検討を行うこととしています。

#### 溝手委員(山口県立大学看護栄養学部 教授)

○P24「表示適正事業所数(累計)」

食品表示責任者養成講習会受講者数(3843)と食品表示責任者数(3361)に違いがあるのは、何度も受講する人がいるということか。

- ○食品表示責任者は受講から3年間の有効期間があり、有効期間が経過した者は再受講が必要です。
- ○第3章に記載している現行計画最終値の受講者数3,843人は、当講習会が始まった 平成21年度以降の新規受講者数の累計であり、有効期間は考慮していません。
- ○食品表示は最新の制度を理解しておく必要があるため、本計画においては、有効期間を保持している責任者数を目標として設定しています。(H29.3.31 時点3,361人)

#### 溝手委員(山口県立大学看護栄養学部 教授)

○P27 食の安心・安全に関する情報の積極的な発信

消費者庁の出している、事業者向け・消費者向けのガイドやパンフレットへ のリンクをはることはできないか。

○食の安心総合情報ホームページにおいて、国のホームページ及びリーフレット等の リンク集を掲載しています。

### 重岡委員(公募)

○P27 食の安心・安全に関する情報の積極的な発信

食に関する講習会やイベントの際は、「やまぐち食の安心・安全メール」「食の安心総合情報ホームページ」の活用を参加者に勧めて頂きたい。広報誌や各学校の配布物などでも定期的に紹介され、多くの人が正しい情報にアクセスするようになれば良い。

○食に関する講習会やイベントの際には、メール会員の募集や県ホームページアドレスを掲載した情報誌を配布していますが、今後は、学校等への配布についても検討し、より多くの県民の皆様へ正確な情報を提供していく予定です。

### 藤田委員(山口大学経済学部 准教授)

○P27 食の安心・安全に関する情報の積極的な発信

これまでの審議会において、HACCPや食品表示制度をはじめとした食の 安全に関する言葉や制度が分かりにくいという意見が出ていた。

こうした意見を踏まえ、食の安全を担保する制度をわかりやすく紹介したり、食の安全の確保に取り組む企業努力の紹介をしたり、山口県民にも制度・企業

- ○本県の食の安心・安全を推進するためには、食品の安全に関する制度等についての 県民の理解促進を図ることが重要と考えており、本計画において重点的な取組とし て位置づけているところです。
- ○そのため、ご意見いただいた、県民の方に向けた分かりやすい制度の説明や企業の 取組事例の紹介などを、「やまぐち食の安心・安全推進協議会」を中心とした啓発活 動において取り組む予定としています。
- ○また、県からの情報発信においては、従来の普及啓発に加え、今後新たに、公共メディアや公共機関等を活用した情報発信ルートの開拓や、若い世代への情報発信に

の時の組みを工窓に伝え	こる取組が一層必要ではないかと考える。
	くりはがれかっ 一度少い安 しょうよく カラく ろうこ

「やまぐち食の安心・安全推進協議会」がその役割を担っていることは十分 承知しているが、難しい制度の情報は県民運動だとなかなか伝えにくいため、 県からの直接的かつ分かりやすい情報発信も不可欠である。

将来的には、消費者が「安全な食品かどうかは、何を見れば分かるのか」を 知ることで、制度に対する関心が高まり、消費者の安心も高まり、制度の社会 的な存在意義も一層高まるのではないかと期待している。 取り組むこととしています。

○また、県だけでなく、食品関連事業者による情報発信を促すため、業界団体等と連携した取組を検討します。

### 溝手委員(山口県立大学看護栄養学部 教授)

○P34 他の都道府県、市町との連携

山口県食の安心・安全に対して、九州・山口地域食の安全安心・・・となっているのは、何か意味があるのか。

○九州・山口9県が食の安心・安全に関して連携するために設置した協議会の正式名 称です。

# 【目標に関する御意見】

委員意見等	回答等	
<ul><li>溝手委員(山口県立大学看護栄養学部 教授)</li><li>○P11 達成率の算出方法</li><li>特定家畜伝染病発生件数はどのように計算されているか。(目標値0、最終値1、達成率90%)</li></ul>	○記載誤りのため修正します。 なお、最終値は「1件→0件」と確定したため、達成状況は「達成」に変更します。	
<ul> <li>溝手委員(山口県立大学看護栄養学部 教授)</li> <li>○P11 山口県の食の安心総合情報 HP 閲覧回数</li> <li>電子化が進んでいても、閲覧数が基準値の半分程度となっている原因は何なのか。</li> <li>メーリングリストが 3.000 人を超えていることから、メールの配信が1回/月として、内容の詳細をメールに記載せず、HP にアクセスして情報を得るというスタイルにすれば、簡単に閲覧数は上がるように思うが、アクセス数が増える手法を検討されてはどうか。</li> </ul>	<ul> <li>○昨年度の山口県食の安心・安全審議会において御報告したとおり、食品に関する情報取得ツールの多様化が原因と考えています。(ホームページを閲覧しなくとも、情報誌やSNSにより食に関する情報が取得できる状況である。ツールを増やせば増やすほどアクセス数は減少する。等)</li> <li>○今後の目標設定としては適当ではないとの理由から、改定後の目標指標からは削除しています。</li> <li>○なお、「食の安心・安全メール」には、食に関する最新の情報を掲載し、お手元ですぐに確認できるようにしています。県HPアドレスは掲載済です。</li> </ul>	
<ul><li>溝手委員(山口県立大学看護栄養学部 教授)</li><li>○P11の最終値とP37の基準値</li><li>メーリングリスト登録者数3,061→2,715となっている理由は何か。</li></ul>	<ul><li>○現行計画最終値3,061人は登録された方の「累計」です。メールアドレスが変更された方や登録を抹消された方等も含まれています。</li><li>○素案基準値2,715人は「H29.3.31時点の登録者数」です。今後は、有効な登録者数のみをカウントし、維持することとしています。</li></ul>	
<b>藤田委員((一社)山口県食品衛生協会 副会長)</b> ○P16 第 5 章目標となる指標 設定根拠を明確にすること。	○目標となる指標の設定根拠等については本文への記載はありませんが、別添のとおり、県において様々な観点から検討した指標を設定しています。	
<ul><li>藤田委員(山口大学経済学部 准教授)</li><li>○P16 第 5 章目標となる指標</li><li>無理な目標設定をしていないか、実行可能性があるのか。例えば、</li></ul>		

<ul><li>○P.20「エコやまぐち農産物認証件数」</li><li>既に555件もの認証数があるのが、更に100件も増やすことができるのか。</li></ul>	○消費者の安心・安全な農産物への関心が高まっていることから、関係機関と連携し環境保全型直接支払制度の対象者、集落営農法人、JA 生産部会等を中心に推進します。
○P.24 「表示適正事業所数(累計)」 目標値が 4 倍になっている。	○現行の認定要件等に課題があると考えており、今後は認定要件の緩和等を含めて検 計する予定としており、表示適正事業所数の増加による達成は実現可能と考えてい ます。
○P.26「リスクコミュニケーションの実施回数」 増えているが。	○今後は、新たに学校や保育園等との連携を検討しており、実施回数の増加による達成は実現可能と考えています。
目標値は、現有の県庁職員や県内関係機関との協力で実現するものであり、「縮小経済・人口減少・働き方改革」のなかで、実際に目標数を達成できるのか、現在の県庁職員が頑張りすぎて、将来の職員に負担がかからないか、少々心配である。県民のみなさんの食の安心・安全を高めるという方向に向かいつつも、現在や近い将来の社会状況も見据えながら、現実的で無理のない目標値の設定をお願いする。	○現在の取組状況等を踏まえて、今後の取組過程に過度な負担が生じない範囲で、実 現可能な目標指標を設定しています。